令和3年10月19日 (令和3年11月30日改定)

各部局の長 殿

新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部 本部長 松 尾 清 一

会食等について

標記については、愛知県の対応を踏まえ、令和3年10月19日付け「会食等について」の通知で各種の注意点を示していたところですが、11月22日から愛知県の「警戒領域」での感染防止対策の一部が見直されたことに伴い、以下のとおりとしますので、学生・教職員に対し周知徹底をいただくようお願いいたします。なお、今後の感染状況によっては対応を変更する場合があります。

記

1. 会食等における注意点

「愛知県「警戒領域」での感染防止対策」の内容を遵守の上、以下の点にも注意してください。

- ○「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- O<u>「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いし</u>ます。
- ○「マスク会食」などこれまで通り基本的な感染防止対策を徹底してください。
- ○感染対策が不十分な場所での会食、長時間での会合等は回避してください。
- ※詳細ページ(愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト)

https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html